

滋賀県警察本部告示 第 10 号

道路交通法（昭和35年法律第105号）第103条の規定による行政処分について公開による聴聞を行うので、同法第104条の2第2項の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和 8 年 2 月 5 日

滋賀県警察本部長 池内 久晃

1 聽聞の期日 令和 8 年 2 月 17 日

2 聽聞の場所 滋賀県守山市木浜町2294番地
滋賀県警察本部交通部運転免許課 聽聞会場